　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長　　寿－１１０８

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２８年８月９日

各居宅介護支援事業所管理者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　秋田県健康福祉部長寿社会課長

　　　　　　　介護支援専門員実務研修における実習受入協力事業所の

登録制度に関する説明会について

　日頃より地域の福祉保健の向上に、御協力をいただきお礼申し上げます。

　さて、介護支援専門員実務研修のカリキュラムの一つとして研修受講生は現場実習することとなっておりますが、平成２８年度から研修課程が見直されたことに伴い、一つの事例に基づいてケアプラン作成を実践することに加え、様々な利用者の生活の様子を知ることが重要であるとされ、複数の事例についてケアマネジメントプロセスを経験する「見学」の内容が追加されております。このため、居宅介護支援事業所は実習の受入に際して、あらかじめ申請により、実習受入協力事業所として登録しておく必要があります。

　なお、平成２７年度の介護報酬改定により実習受入事業所として協力体制を確保できていることは特定事業所加算に共通する新たな算定要件として加えられました。ついては加算算定をする事業所は基本的に、研修受講生の受入要請があった場合は協力することとなっております。

以上のことから、県では登録制度に関する説明会を下記日程で実施しますので、出欠に

ついて別紙により平成２８年８月２３日（火）まで、担当あて電子メールで報告くださるようお願いいたします。なお、会場収容人数の都合により各事業所１名までの参加とさせていただきます。

１．日　時　　平成２８年８月３０日（火）

①１０時～１１時３０分　　　 【対象】秋田市・県央地域にある事業所

②１３時３０分～１５時　　　 【対象】県北・県南地域にある事業所

※各回とも内容は同じです

２．会　場　　秋田県庁第二庁舎　８階　大会議室 (秋田市山王三丁目１－１)

　３．内　容　　介護支援専門員実務研修における実習受入に関する説明

　４．その他

　（１）「平成２８年度介護支援専門員実務研修における見学実習受入協力に関する意向調査について」

事前に実習受入に関して各事業所の意向を把握するため実施します。全事業所に提出いただくものですので記入後８／２３(火)まで電子メールにて提出ください。

　（２）県庁第二庁舎及び隣接する本庁舎等の駐車可能台数は限られております。できる

限り公共交通機関を利用して来庁してください。

　（３）当日やむを得ず欠席される場合は、当日の資料を説明会終了後次の場所に掲載し

ますのでそちらを御確認ください。そのほか、開催通知及び別紙出欠用紙、アン

ケート用紙も掲載します。

秋田県庁Ｗｅｂサイト「美の国あきたネット」

　　　　　ＵＲＬ　<http://www.pref.akita.lg.jp/>

　　　　　掲載先　美の国あきたホーム＞健康・福祉＞高齢者・介護・国保＞介護保険（一般）＞介護支援専門員実務研修における実習受入協力事業所の登録制度に関する説明会について

担当：秋田県健康福祉部長寿社会課 介護保険班　渡辺・杉澤

〒010-8570　秋田市山王４丁目１番１号

TEL:018-860-1363　FAX:018-860-3867

e-mail:choju-kaigo@mail2.pref.akita.jp @pref.akita.lg.jp